

平賀多目的広場ネーミングライツパートナー募集要項

1. 目的

市では、平賀多目的広場への命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与を通じて、施設の良い環境を安定的に提供するとともに、地域の活性化に資するため、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2. 対象施設

施設名	平賀多目的広場
所在地	青森県平川市新館野木和48番地

※詳細は別紙「施設の概要」のほか、市ホームページをご覧ください。

3. 募集条件

項目	内容	備考
希望するネーミングライツ料	年額10万円以上	年度途中での愛称使用開始、終了の場合は月割り額とする
契約期間	契約日から契約終了年度の12月末日まで概ね3年以上5年以内	年間単位での提案とする 以降3年ごとの更新
愛称使用期間	令和8年6月1日から契約終了年度の12月末日まで	期間内事業については準備期間（契約日～令和8年5月）から使用可能とする

※ 上表の希望するネーミングライツ料（年額）は、消費税及び地方消費税を含みます。
月割り額は、年額のネーミングライツ料に12分の1を乗じた額（千円未満は切り上げ）とします。

4. 愛称

平賀多目的広場の愛称に企業名又は商品名、ブランド名などを付けることができます。ただし、企業名や商品名のみでの表示は不可とします。

(1) 愛称に係る条件

- ① 愛称には「多目的広場」、「グラウンド」のいずれかを含めたものを希望します（○多目的広場、○○グラウンドなど）。
- ② 利用者に親しまれ、呼びやすい愛称としてください。
- ③ 公の施設としてふさわしく、施設の設置目的やイメージと整合がとれる愛称としてください。
- ④ 市民に誤解を与えることのない愛称としてください。
- ⑤ 愛称に都道府県及び本市以外の市区町村名を使用しないことを基本とします。

- ⑥ 平川市有料広告取扱要綱に規定する範囲を基本とします。
- ⑦ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。
- ⑧ 平賀多目的広場の愛称となるため、条例に定める施設名称の改正は行いません。
- ⑨ その他愛称として設定することが適当でないと認められるものは対象としません。

(参考) 平川市有料広告取扱要綱 抜粋

(掲載の範囲)
第4条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に掲げる営業に該当するもの
(5) その他、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(2) 愛称表示可能箇所

愛称の表示可能箇所は、別紙「施設の概要 4 愛称表示可能箇所」のほか、市のホームページ、印刷物等とします。

※その他の設置場所については、市及び指定管理者との協議を踏まえ決定します。

(3) 愛称表示に係る費用負担

愛称看板のデザインや製作、設置、改修、撤去及び原状回復に係る費用は、パートナーが負担するものとします。

<愛称表示に係る費用負担区分>

区分	市 (指定管理者を含む)	パートナー
愛称看板等のデザイン料 ※1		○
愛称看板の製作、設置、改修、撤去及び原状回復費用 ※2		○
市及び指定管理者ホームページへの表示 市及び指定管理者が作成するパンフレット等の印刷物 ※3	○	

※1 看板のデザインについては、市と協議した上で、決定するものとします。

※2 屋外壁面への愛称看板の設置や撤去等に係る工程等については、市と協議するものとします。

※3 ネーミングライツ契約締結後、新たに製作するものに限りします。

(4) 愛称の普及

パートナーとして正式決定後は、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表し、広く愛称の普及、定着に努めます。（愛称が定着するまで条例上の名称を併記する場合があります。）

また、施設利用団体等へも愛称の利用を働きかけます。

ただし、パートナーと同種の事業を行う法人等が利用する際、愛称を使用しないことを認める場合があります。

5. 看板の設置にかかる条件

- ① 施設内看板の設置に当たっては、青森県屋外広告物条例等の関係法令、条例、基準等を順守すること。
- ② 施設の構造等に配慮した上で、デザイン案の段階で市との事前に協議を行うこと。
- ③ 原状回復ができるような看板を設置すること。
- ④ 大きさに関しては、青森県屋外広告物条例施行規則 別表第三における面積以下とすること。
- ⑤ 施設外の案内表示（案内標識等）の設置・変更を希望する場合は、設置・変更に係る費用はパートナーの負担とします。

6. 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の各号に該当するものは除きます。

- ① 法令に違反しているもの
- ② 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納しているもの
- ③ 市から指名停止を受けている期間中のもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市のパートナーとしてふさわしくないと市が認めるもの

7. 応募手続き

募集から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとします。

日程	内容
令和8年1月19日（月）	募集要項等の公表 （応募受付、質問の受付開始）
令和8年2月2日（月）	募集要項等に関する質問の受付締切
令和8年2月9日（月）	募集要項等に関する質問への回答 （市ホームページで公表）
令和8年2月20日（金）	応募受付締切

令和8年3月上～中旬予定	広告選定委員会開催 (優先交渉者の選定)
令和8年3月下旬予定	選定結果の通知
令和8年4月予定	契約締結

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

- ① 配布期間：令和8年1月19日（月）から令和8年2月20日（金）まで（土日祝日を除く）の8時15分から17時まで
- ② 配布場所：青森県平川市町居南田249番地 ひらかわドリームアリーナ2階
平川市教育委員会スポーツ課
※なお、募集要項等は市のホームページからも入手できます。
https://www.city.hirakawa.lg.jp/bunka/sports/naming_undou.html

(2) 申込書等の提出期間及び提出場所

- ① 提出期間：令和8年1月19日（月）から令和8年2月20日（金）まで（土日祝日を除く）の8時15分から17時まで

② 提出書類

提出書類	提出部数	留意事項
<input type="checkbox"/> 平賀多目的広場 ネーミングライツ申込書	1部	別紙様式1
<input type="checkbox"/> 誓約書	1部	別紙様式2
<input type="checkbox"/> 会社概要資料	1部	パンフレット等の使用も可
<input type="checkbox"/> 決算報告書	1部	貸借対照表、損益計算書 (直近3か年分)
<input type="checkbox"/> 法人税、消費税及び地方消費税、 県税、市町村税の各納税証明書	1部	原本又は写し (直近1か年分) ※平川市に市税を納付している法人で、納付状況の確認に同意する場合は市税納税証明書の提出は不要
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (商業登記簿謄本など)	1部	原本又は写し (発行日より3か月以内のもの)
<input type="checkbox"/> 役員等名簿	1部	役職、氏名、生年月日、個人の住所のわかるもの
<input type="checkbox"/> 地域貢献や社会活動等の実績及び 今後の計画等	1部	
<input type="checkbox"/> その他市が必要と認める資料	1部	

- ③ 提出方法：青森県平川市町居南田249番地 ひらかわドリームアリーナ2階
平川市教育委員会スポーツ課に持参又は郵送（令和8年2月20日（金）
必着）

(3) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ① 応募資格のないものが応募したとき
- ② 2つ以上の応募をしたとき
- ③ 公正な競争の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき
- ④ 申込書の金額、氏名若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募若しくは金額を訂正した応募をしたとき
- ⑤ その他応募に関する条件に違反したとき

8. 質問の受付期間及び提出方法等

(1) 受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月2日（月）17時まで

(2) 提出書類

ネーミングライツパートナー募集要項等に関する質問書【様式2】

(3) 提出方法

「11. 申込先・問合せ先」まで電子メールにて提出ください。

また、電子メールの件名に「質問書」と記載すること。なお、令和8年2月2日（月）18時までに当該電子メール到着に関する返信がない場合は、速やかに連絡すること。

(4) 回答

質問及び質問に対する回答は、令和8年2月9日（月）までに市ホームページで公表します。

9. 選定方法及び審査基準等

(1) 選定方法及び審査基準

市は、公平かつ適正な選定手続の確保を図るため、「平川市ネーミングライツ基本方針」に基づき、広告選定委員会において、施設命名権の付与に係る優先交渉者を選定します。

広告選定委員会では、ネーミングライツ料や契約期間、愛称名など、下表の審査基準に基づき、市のパートナーとしてふさわしいかどうか総合的に審査します。

合計得点が高い順に順位を決定し、第1位の者を優先交渉者として選定します。
ただし、合計得点が総配点の5割未満の場合は、選定の対象外とします。

【審査基準】

審査項目	審査の主な視点	配点
1 応募企業	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業への理解及び応募動機 ・地域貢献活動等の取組状況 ・財務状況から見た経営の安定性 ・応募者の経営理念・事業内容 	20点
2 愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすさ ・呼びやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合性 ・市民に誤解を与える恐れがないか 	20点
3 ネーミングライツ料	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者のネーミングライツ料 (年額)}}{\text{応募者のうち最も高いネーミングライツ料 (年額)}}$	50点
4 契約期間	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者の契約期間 (年)}}{\text{応募者のうち最も長い契約期間 (年)}}$	10点
合 計		100点

※ 合計得点が高点の場合は、審査基準の「3 ネーミングライツ料」の点数が高い者を、それでも同点の場合には「4 契約期間」の点数が高い者を、さらにそれでも同点の場合は、選定会議委員の無記名による投票により、票数の多い者を第1位の者として選定します。

(2) 結果の通知

応募者に対して、文書で通知します。

(3) 契約保証金の入金

市の指示に従い、指定する期日までに契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）の納付又は、契約保証金に代わる担保となる有価証券等を提出していただきます。納付した契約保証金は、契約履行後に返還します。

ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(4) 契約の締結

ネーミングライツの付与に係る優先交渉者の選定後は、市と契約に関する詳細を取り決め、契約保証金の入金等を確認できた後、速やかに契約書を交わすものとします。

(5) ネーミングライツ料の納付時期

ネーミングライツ料の納付は原則として年額一括払いとし、納付期限は毎年度6月末日とします。

10. その他

- ① 応募者は、本募集要項、仕様書等の内容を確認したうえで応募してください。
- ② 応募に際して要する経費は、応募者の負担とします。
- ③ 応募者が市に提出した書類は返却しません。

11. 申込先・問合せ先

〒036-0114

青森県平川市町居南田249番地 ひらかわドリームアリーナ2階

平川市教育委員会 スポーツ課

電話：0172-26-7429

FAX：0172-26-7920

電子メール：sports@city.hirakawa.lg.jp

ホームページ：http://www.city.hirakawa.lg.jp/bunka/sports/naming_undou.html

